

殺されるために生かされる

映画「絞死刑」が問うもの

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

2月4日から10日まで、死刑映画週間と銘打って死刑の問題にふれた10本の映画が渋谷の映画館で連続上映されました。

その中に大島渚監督の「絞死刑」（1968年）がありました。

死刑囚Rは絞首刑に処せられながら、なぜか絶命しません。しかも、意識を取り戻したRは記憶を喪失していました。心神喪失状態での執行はできません。再執行するために、Rに記憶と罪の意識を呼び覚ましてもらうと刑務官たちは様々に努力するのですが……という悪夢のような喜劇を通して、死刑とは何なのか、私たちのアイデンティティとは何なのかを問い詰めていく作品です。

☆☆☆

刑事訴訟法には、「第四百七十九条 死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。」となっており、「女子が懐胎しているとき」も同様に規定されています。だから、映画のような状況に近いことは充分ありえます。

実際、刑務官は死刑囚の処遇には大変気をつかうものだそうです。執行の日まで自殺を防がなければならぬからです。死刑の執行のために心身の健康が気づかわれているとは何と矛盾したことでしょう。そのために死刑確定囚は一般の受刑者以上に厳しい監視の元に置かれ、面会や文通の制限も強いのですが、かえってそれが、本人の「心情の安定」をいっそう妨げているのですから、笑ってはいられません。

☆☆☆

昨年（2011年）末の段階で130人の死刑確定者がいます。その中には、心身を病んでいる人もいます。昨年は19年ぶりに死刑の執行はなかったのですが、それでも3名の死刑確定者が病死しています。

法務省の資料によれば、この5年間に12人の死刑確定者が執行前に死亡し、33人に死刑執行がなされ、そして、新たに81人の死刑確定者が生まれ、矛盾に満ちた処遇を受ける人たちは増え続けています。